# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0	)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

# 第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年6月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社B支社における資格取得日を昭和38年2月1日、資格喪失日を42年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 2 月から 40 年 9 月までは 3 万 6,000 円、同年 10 月から 41 年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 42 年 3 月までは 5 万 2,000 円とすることが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から42年4月1日まで

私は、昭和33年1月から平成4年11月までの間、A社(現在は、C社)に継続して勤務していたにもかかわらず、同社B支社の支部長の一人として勤務していた申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立期間中、同支社で働いていたことは間違いないので、厚 生年金保険に加入しているはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、C社が発行している申立人の在籍証明書等から、申立人が昭和33年1月1日から平成4年11月12日までの間、同社に継続して勤務し(昭和38年2月1日付けでA社D支社から申立事業所の同社B支社へ異動し、42年4月1日付けで同支社から同社E支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義

務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん 案の報告に基づき平成22年6月15日付け総務大臣から年金記録に係る苦情の あっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」(通知日は昭和41年10月22日)によれば、申立事業所が、申立期間の一部となる昭和41年10月の申立人に係る標準報酬月額について、社会保険事務所(当時)に届け出ていることが確認できる。

また、上記の通知書には、その修正に至った経緯は不明であるものの、いったん印字された申立人の整理番号(数字)のほかに、この整理番号が二重線で取り消された上で、修正された手書きの整理番号が確認できる。一方、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間及びその前後に、整理番号の欠番が10件見られるところ、この欠番のうちの一つが前述した修正後の整理番号と一致する数字であることが確認できる。

さらに、C社が保管する、申立事業所に係る管理職社員を掲げた名簿には、申立人について、「厚生年金記号No.」とともに、その取得年月日及び喪失年月日をそれぞれ昭和38年2月1日、42年4月1日とする記載が確認できる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立事業所における資格取得日及び資格喪失日は、それぞれ昭和38年2月1日、42年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和38年1月及び42年4月の社会保険事務所の記録及び前述の通知書の記録から、38年2月から40年9月までは3万6,000円、同年10月から41年9月までは3万9,000円、同年10月から42年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

# 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年6月1日まで

A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、私が 実際に受け取っていた給与に比べ低くなっていることを、平成22年1月ご ろに知った。

申立期間における私の給与月額が二十数万円であったことを示す給与明細書を持っており、また、当時の元役員の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることも聞いている。

申立期間について、私が受け取っていた報酬額に見合う標準報酬月額であったことを認めて、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間における申立人の標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたところ、平成 14 年 10 月 21 日付けで取り消された上で、 9 万 8,000 円に引き下げられているとともに、当該期間当時に申立事業所において厚生年金保険の被保険者であった者全員について、同日に標準報酬月額が 9 万 8,000 円に遡及して訂正処理されていることが確認できる。

また、このことに関して、現存する申立事業所の事業主は、「事業所には、 申立期間当時、社会保険料の多額の滞納があり、社会保険事務所から呼出しを 受けた際、同社の経営が苦しい状況を相談したところ、標準報酬月額を引き下 げる旨の指導を受けたので、これに応じた。」と供述している。

さらに、申立人から提出された給与明細書から、申立期間において訂正処理 される前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されている ことが確認できる。 加えて、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の役員でなかったことが確認できる上、申立人が挙げた元同僚の供述などを踏まえると、上記の訂正処理に関して、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理 的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められな いことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会 保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

# 鹿児島国民年金 事案 658

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から10年2月までの期間、11年4月から同年6月までの期間及び14年6月から15年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月から10年2月まで

② 平成11年4月から同年6月まで

③ 平成14年6月から15年1月まで

申立期間については、納付書が何度も送付されてきたので、納付しなければならないと思っていたが、求職中であったため、国民年金保険料を納付することができなかった。その後、就職してから納付したことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成9年7月2日に付番され、申立人は、20歳到達時の7年\*月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得するとともに、9年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立期間②及び③当時に、申立人に対して社会保険庁(当時)から度々、国民年金加入の適用勧奨が行われていたことが確認できる上、申立人が17年12月に国民年金に再加入するまで、国民年金の加入記録は無いことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人には、20歳になった際に国民年金手帳記号番号が払い出されていたものの、平成9年7月から現在の基礎年金番号に統合(重複取消)される15年12月までの間は、不在者として管理されていたことが確認できることから、当該記号番号により申立期間の納付書が発行されていたものとは

# 考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険 料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月13日から34年7月23日まで

私は、脱退手当金という制度自体を知らず、脱退手当金を受給した覚えは無い。いつも仲良くしていた元同僚は年金として受給しており、自分だけが脱退手当金の請求をするはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年9月に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

また、申立事業所の被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後 52 名(申立人を含む。)のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性被保険者 15 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金が支給済となっている 8 名全員が資格喪失日から4か月以内に支給決定されていることが確認できることから、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために、番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月23日から37年2月1日まで

申立事業所を退職した当時は、社会保険事務所(当時)まで汽車で2時間も要する場所に住んでいたため、脱退手当金を請求するはずが無い。

また、申立事業所の前に勤務した期間があるにもかかわらず、申立事業所の分だけ脱退手当金を受給したこととされていることは不自然であり、 脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年6月15日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月25日から52年4月1日まで

私は申立期間中、A社(現在は、B社)管内のC社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間中も、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の現在の勤務先(D社)が保管する申立人に関する履歴書により、 申立人が申立期間中、A社管内のC社で任用され勤務していたことが確認で きる。

しかし、オンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社を所管するA社が適用事業所となったのは、申立期間後の昭和52年7月1日付けとなっていることが確認できるのみである。

また、C社及びB社では、いずれも申立期間当時の社会保険関係資料を保管していないため、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除 状況等は不明としている。

さらに、申立人が申立期間中、C社で一緒に勤務していたとして挙げた同じ職種の元同僚についても、オンライン記録では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないところ、この元同僚は、「私はC社に勤務していた当時における厚生年金保険の加入記録が無いことは知っており、初めて年金手帳を受け取った同社勤務の後の事業所から厚生年金保険に加入したと思っている。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正2年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年9月ごろまで

私は、昭和9年ごろから21年9月ごろまでの間、A社B工場で勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、同社の別工場で申立期間当時に勤務していた私の夫の厚生年金保険の加入記録が、平成22年1月27日になって見つかったので、私にも同社に係る加入記録があるはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場では、申立期間当時の関係資料は滅失しているため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の元同僚は既に死亡したとして、その氏名 を挙げておらず、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立 期間及びその後に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月ごろから同年11月ごろまで

② 昭和34年11月ごろから39年11月1日まで

申立期間①については、A社(現在は、B社)で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、昭和34年11月ごろに、A社から、同社が新規に開業したC社へ移籍し、42年3月に退職するまでの間、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②における加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの事業所においても、販売、営業、集金等を担当する正社員として働いていたのは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が挙げた元同僚の供述などから、期間の特定はできないものの、申立人がD社(昭和 41 年 10 月 1 日にA社へ名称変更)で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社では、申立期間①当時の関係資料を保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明とした上で、申立内容から判断すると、申立人は当時、販売員と考えられ、この職種は、会社とは卸、小売の関係にあり、各自が個人事業主であったから、社会保険には加入させていなかったと考えられると回答している。

また、前述の元同僚は、「申立人と一緒に働いていた期間は、私は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、申立人が挙げた元同僚の供述などから、期間の特定はできないものの、申立人がE社(昭和41年11月11日に、C社へ名称変更)で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録等では、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②の直後の昭和 39 年 11 月 1 日付けとなっていることが確認できるのみである。

また、申立事業所の社会保険事務を引き継いだとしているF社では、申立期間②当時の関係資料を保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、申立人が申立期間②当時、申立事業所で一緒に勤務していたとして挙げた複数の元同僚には、オンライン記録では、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、このうちの一人は、「私は当初は、申立事業所の販売員であったので、厚生年金保険には加入していなかった。」などと供述している。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている元同僚は、「私がD社から転籍して以降、申立事業所が適用事業所となった昭和39年11月1日までの間は、私は自ら、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。」と供述しているところ、オンライン記録では、申立期間②の途中で、かつ、国民年金制度が始まった昭和36年4月から39年10月までの間、申立人は国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月ごろから40年8月ごろまで

私は申立期間中、A社という事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で社長の運転手として勤務し、当該事業所から給料をもらっていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

事業所記号払出簿等では、A社が申立期間の途中となる昭和40年1月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるのみである。

また、申立事業所では、申立期間当時の元事業主は既に死亡し、当時の関係書類も保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、申立人が姓のみを挙げた元同僚3人については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同様に、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該名簿に掲載されている別の元同僚8人のうち、唯一連絡の取れた元同僚から聴取したものの、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間及びその後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 鹿児島厚生年金 事案 513 (事案 27 の再申立て)

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から36年2月20日まで

私は、昭和31年12月から36年2月までの間、A社で勤務していたにもかかわらず、同社が厚生年金保険の適用事業所となった33年2月以降の申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間当時、同社に住み込みで働いており、また、一緒に働いていた元同僚には厚生年金保険の加入記録があるとのことだったので、私も加入していたはずであるため、当初の申立てに対する通知の内容に異議がある。

改めて、申立事業所の元事業主の妻等からの証言書を提出し、再度の申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の加入記録が存在しないことが確認できる上、被保険者資格取得者の健康保険番号にも欠番は見られないこと、ii)申立期間における申立てに係る事業所の厚生年金保険手帳記号番号払出名簿にも、申立人の記録は無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、改めて申立事業所における元事業主の妻等の証言書を提出しているが、これらの証言書はもとより、申立人が申立期間当時、一緒に働いていたとする元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述は無く、このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新た

な事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立 期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認める ことはできない。